

令和3年1月

建設業許可にかかる各種変更届等の取扱いについて

令和3年1月より、建設業許可（兵庫県知事許可）の各種変更届等のうち、下記の届出については郵送による届出も可能です。

記

1 郵送が可能な届出（事実発生から30日以内の届出で以下のもの）

- ① 商号又は名称に変更があったとき
- ② 既存の営業所の名称に変更があったとき
- ③ 資本金額（出資総額）に変更があったとき
- ④ 役員等（法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者）に変更があったとき
※ 経營業務管理責任者、営業所の専任技術者に関する変更は除く。
- ⑤ 個人の事業主、支配人又は法人の役員等の氏名に変更があったとき
- ⑥ 支配人に変更があったとき

2 提出資料

「建設業許可申請等の手引」（令和2年10月1日（兵庫県建設業室））の24ページ以降をご確認ください。

3 提出先（郵送先）

「建設業許可申請等の手引」（令和2年10月1日（兵庫県建設業室））の32ページを確認ください。

4 留意点

以下の点をご確認ください（郵送方法や届出書類に不備等がある場合は来庁を求めることがあります）。

- (1) 郵送は書留（簡易書留、一般書留）またはレターパックのいずれかとし、申請者等から2部送付してください（2部：正本・副本）。
※ 事業者ごとに郵送（1郵便に1者分の届出）してください。
- (2) 封筒に「変更届在中」と記載してください。
- (3) 郵送の際に、返信用の封筒（返信先を記入したレターパック）を同封してください。

(4) 申請者等に内容確認や補正等を求めることがあるため、必ず、平日昼間に連絡が取れる電話番号（携帯電話可）を封筒またはレターパックの表面に記入してください。

また、円滑な内容確認等のため、提出する副本とは別に書類一式を複写して、必ず、手元に保管してください。

※ 県からの内容確認等に時間を要する場合や応じていただけない場合は、処理期間が長くなる、もしくは処理できない場合があります。

※ 補正の内容等によっては来庁を求める場合があります。

(5) 申請代理人による届出の場合は、以下の内容を記載した委任状を添付してください。

① 代理人の住所、氏名、電話番号

（代理人が行政書士の場合は行政書士会登録番号も）

② 委任の範囲（できるだけ具体的に）

③ 委任年月日

④ 委任者の営業所所在地、商号または名称、代表者氏名、電話番号
E-mail アドレス

(6) 書類の作成及び確認書類等については、許可の手引きやお知らせ等を十分にご確認ください。

(7) 送料は申請者の負担となります（補正による追加資料等を郵送する場合も同様です）。

(8) 郵便事故（郵送途中の書類の滅失等）に関し、兵庫県は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

以上

